

◎新潟県告示第398号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年4月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名 称 信楽園病院
- 2 所 在 地 新潟市西区新通南3丁目3番11号
- 3 有効期間 平成30年5月1日から
平成33年4月30日まで